

報告第21号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月23日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)			増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額	③変更金額		①議決工期	②変更後工期	
64	1. 6. 24 令和元年 第2回足立区 議会定例会で 承認64号	伊興地域学習センター大規模改修 電気設備工事 [栗駒電気工事株式会社]	① 199,100,000						
	(処分日) 2. 6. 5 (契約変更日) 2. 6. 5		② 203,643,000						(1) 現地調査及び施工を行ったところ、既存寸法での改修ができないことが判明したため、低圧電灯盤にコンデンサ盤を組込む追加工事を行う。 (2) 空調和設備ダクトスペースなどの影響により、照明器具の変更を行う。 (3) 消防署の指導により、感知器の増設を行う。 (4) 施設主管課の要望により、情報通信配線の追加工事を行う。 (5) 排水設備の自動制御装置の変更により、動力盤の追加工事を行う。
65	1. 6. 24 令和元年 第2回足立区 議会定例会で 承認65号	伊興地域学習センター大規模改修 機械設備工事 [株式会社水工房]	① 198,000,000						
	(処分日) 2. 6. 5 (契約変更日) 2. 6. 5		② 200,387,000						(1) 既存施設解体工事後、設計時に確認できなかった隠ぺい部分において、設計通りの施工ができない事項が発生したため、空調用ダクト及び排水槽の追加工事を行う。 (2) 施設主管課の要望により、多目的トイレにベビーチェアを設置する追加工事を行う。 (3) 消防署の指導により、消火設備の仕様変更を行う。
			③ 2,387,000		2.28%				
						1.21%			